



欧州における e ヘルスの取り組み —EU の政策動向を中心に—

一般財団法人マルチメディア振興センター (FMMC)
情報通信研究部 研究員 平井 智尚

概要

医療・健康分野における ICT の活用、いわゆる「e ヘルス」は、医師不足、地域間の医療格差、慢性疾患といった医療・健康分野が抱える問題改善の一翼を担う取り組みとして日本だけでなく世界的にも注目されている。本稿では e ヘルス分野で進捗が見られる欧州に着目し、主に EU の政策動向から欧州における e ヘルスの展開と課題を検討していく。

1. EUのeヘルス政策

EU では 2000 年代前半から e ヘルスの取り組みが政策課題として位置づけられてきた。2000 年に EU が公表した電気通信分野の行動計画「eEurope 2002」では、「インターネット活用の奨励」という項目に「オンラインを利用した健康管理 (Health online)」という取り組みが連なっている¹。そして 2004 年には e ヘルスに焦点を当てた初の行動計画「e ヘルス行動計画 2004 (eHealth Action Plan)」を欧州委員会が公表している²。

2004 年以降も EU は e ヘルス関連の政策に積極的に取り組んできた。最近では 2012 年 7 月に同年から 2020 年までの行動計画を定めた「e ヘルス行動計画 2012~2020 (eHealth Action Plan 2012-2020)」が欧州委員会によって公表された³。行動計画では中心に取り組む課題として次の五つをあげている。

- ・ 法的に曖昧な領域を明確化
- ・ システム間の相互運用性を改善
- ・ 患者及び医療専門家の技能及び認識向上
- ・ 個人の健康管理に関わるイニシアティブの実行を通じた患者中心の医療
- ・ e ヘルス分野の新興企業に無料で法的助言

上記の行動計画は 2014 年 1 月に欧州議会で承認された。欧州議会の承認を受けて欧州委員

¹ European Union, eEurope 2002

http://europa.eu/legislation_summaries/information_society/strategies/l24226a_en.htm

² European Commission, 02/05/2004, e-Health: better health and healthcare through the use of information and communications technologies, IP/04/580

³ European Commission, 07/12/2012, Putting patients in the driving seat: A digital future for healthcare, IP/12/1333

会でデジタル・アジェンダを担当するネリー・クルース副委員長は、欧州議会が e ヘルスのシステムの相互運用性や国際標準の策定を重視する姿勢を打ち出したことを歓迎し、e ヘルス環境の整備に向けてさらなる努力を図っていく方針を示した⁴。

表 EU の e ヘルス関連の主要政策

2004 年	欧州委員会が初の行動計画「e ヘルス行動計画 2004」を公表
2008 年	遠隔医療に関するコミュニケーション（政策文書）を欧州委員会が公表
2008 年	「電子的な健康記録の相互運用に関する勧告」が発効
2008 年	「国境を越えたヘルスケアにおける患者の権利指令」が採択
2011 年	欧州全体での患者サマリと電子処方箋の共有を目的とした大規模パイロット「epSOS」を 23 か国共同で実施
2012 年	e ヘルス相互運用を目的としたガイドラインに基づき EU 全加盟国参加のネットワークを立ち上げ
2012 年	2012 年から 2020 年までの行動計画を定めた「e ヘルス行動計画 2012～2020」を欧州委員会が公表（2014 年 1 月に欧州議会で採択）
2014 年	EU と米国の間で患者データの共有を図るプロジェクト「Trillium Bridge」が設立

出所：欧州委員会各種資料をもとに作成

2. 国境を越えたeヘルスサービスの展開と課題

EU の e ヘルス政策で注目すべき取り組みの一つとして国境を越えたサービスの提供があげられる。EU は域内単一市場の構築を重要な政策課題と位置づけており、電気通信サービス分野においても国境を越えたコンテンツ、サービス、事業の展開を目標に取り組みが進められてきた。その中にはもちろん e ヘルスも含まれる。国境を越えた e ヘルスサービスの提供により EU 市民は居住国にかかわらず一定のヘルスケアを享受できるようになる。また、新たな産業創出という面でも e ヘルスサービスへの期待は大きい。しかし国境を越えたサービスの展開には制度面での課題解消がまずは求められる。欧州の遠隔医療サービスを扱ったレポートの中でも次のように指摘されている。「国境を越える遠隔医療サービスの実施においては、当初より、医療機関や医師の認定、サービスや製品に対する責任の所在、医療費の保険による弁済、個人情報保護等について法的課題が存在すると見られていた」⁵。

こうした制度的な課題の解消に向けて欧州委員会は「国境なき医療サービスにおける患者の権利に関する指令」を 2008 年 7 月に提案している⁶。本指令は文字通り、国境を越えた医療サ

⁴ European Commission, 14/01/2014, Neelie Kroes welcomes European Parliament endorsement of eHealth Action Plan, MEMO/14/12

⁵ NTT データ DIGITAL GOVERNMENT & FINANCIAL TOPICS、2010 年 5 月 27 日「欧州の国境を越えた遠隔医療サービス」http://e-public.nttdata.co.jp/topics_detail2_prev/id=284

⁶ European Commission, 02/07/2008, Commission adopts proposal for directive on patients' rights in cross-border healthcare, IP/08/1080

ービスを推進するための法律であり、海外で医療サービスを受ける権利や医療費の保険弁済を居住国で受ける権利、医療サービスにおける協調を図るための欧州ネットワークの構築などが規定されているが、その中には e ヘルス分野の活動も含まれている。欧州委員会は指令案の提出に際して次のような課題と狙いを述べている。

情報通信技術は医療サービスの品質、安全性、効率性の改善において潜在力を秘めている。欧州委員会ではすでに e ヘルスのプロジェクトを支援しており、大病院から地域の小規模診療所への遠隔サポートなどが実施されている。しかし、共通のフォーマットや標準がなく、システムごと、そして国ごとに差異が生じている。指令はこうした問題の改善を図っていく（EC：IP/08/1080）。

近年公表された e ヘルスの普及状況に関する調査結果を見ると EU では e ヘルスの取り組みが進んでいることがわかる。2011 年 5 月に欧州委員会が公表した調査では EU 域内の病院（公立、民間、大学病院）における電子カルテシステムの導入率は 81%、共通の患者記録システムの導入率は 65%などと高い割合を示している⁷。また、2014 年 3 月に公表された同様の調査でも、2013 年の EU 域内の一般開業医院における e ヘルスの利用率は 2007 年比で 5 割増の 60%となっており、経年の進捗が認められる⁸。しかし国境を越えたサービスの展開は途上の段階にある。2011 年に公表された調査結果では居住国以外のヘルスケア事業者と臨床ケア情報を電子的に交換するフォームの導入率は 5%にとどまっている。同様に 2014 年に公表された調査結果でも EU 域内の他国のケアワーカーと医療情報を電子的に共有している病院は 8%以下にとどまっている。

国境を越えた e ヘルスの展開が途上段階にあるのは、前掲のとおり共通の規格や標準が整備されておらず、国ごとにシステムが異なるという背景がある。加えて EU 各国間での格差もあると推測される。2014 年 3 月に欧州委員会が公表した調査結果の概要では北欧や西欧諸国における導入率の高さが示されているものの、東欧や南欧諸国については言及が行われていない。実際、一般開業医院における電子カルテの導入に関する指標をみると EU 平均に対して上位はオランダ、デンマーク、英国といった北欧や西欧諸国が占めている一方で、下位にはギリシャ、スロベニア、ポーランドといった東欧や南欧諸国が位置している⁹。こうした格差の要因は e ヘルスそれ自体の導入にまつわる障壁だけでなく、e ヘルスを提供するためのブロードバンド・インフラの整備や e ヘルスを利用する医師や患者のスキルおよび知識の不足にも求められるのではないかと推測される。すなわち、EU における国境を越えた e ヘルスサービスの展開を検討する際には、EU 域内の電気通信セクターの格差解消や単一市場構築の取り組みとの一体的な把握が

なお欧州委員会の提案は欧州議会および欧州連合理事会によって承認され、2011 年 3 月に指令 (Directive) として発効している。

⁷ European Commission, 10/05/2011, Digital Agenda: eHealth survey shows most hospitals online but telemedicine services not fully deployed

⁸ European Commission, 24/03/2014, eHealth in the EU: what's the diagnosis?, IP/14/302

⁹ European Commission, Benchmarking Deployment of eHealth among General Practitioners 2013, Executive Summary - Benchmarking Deployment of eHealth among General Practitioners (2013)

必要となる。

3. 日本におけるeヘルスの取り組みへの示唆

eヘルスの普及や発展は日本においても政策課題として掲げられている。2013年に日本政府が公表した「世界最先端IT国家創造宣言」では、「健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会」という項目の中で、ICTを活用した医療情報利活用基盤の構築や医療・健康情報といった各種データの活用推進などが目標として掲げられている。また、総務省が2013年12月に設置した「スマートプラチナ社会推進会議」においても医療・介護・健康分野のデータを共有・活用するための基礎的インフラの整備・普及やICTを活用して健康寿命の延伸を実現する予防モデルの確立などが検討されている。しかし日本におけるeヘルス関連の取り組みは今のところ発展段階にある。

例えば、電子カルテの普及率は、EU加盟国のオランダ、デンマーク、英国では80%を超えているが日本では20%台にとどまっている¹⁰。また電子処方箋についても、EUでは「epSOS」というeヘルスのプラットフォーム構築を目的としたプロジェクトの中でパイロットが実施され、導入率が9割を超えている国もある¹¹。他方、日本では2013年に電子処方箋の実現方針が発表されたばかりであり、関連省令の改正の目途も2015～2016年に設定されている¹²。

日本はEUに比べてブロードバンドに代表されるICTインフラの整備は進んでいる。しかし、ICTインフラを活用したeヘルスの展開という点では十分な進捗が認められるわけではない。eヘルスは医療・介護分野の抱える問題、国民の生活向上、国際的なサービス展開など様々な側面で可能性を秘めた分野である。制度面の課題解消や運用面の試験などに積極的に取り組んでいるEUの政策動向は、日本におけるeヘルス分野の普及・発展を推し進めるうえで示唆を与えてくれるだろう。

¹⁰ TechTarget ジャパン(2012年1月24日)「なぜ電子カルテは急速に普及しないのか」等

¹¹ European Commission, 24/03/2014, eHealth in the EU: what's the diagnosis?, IP/14/302

¹² ファーマシストマガジン(2013年4月8日)「電子処方箋実現へ報告書 2～3年後の省令改正打ち出す」
<http://www.pharmacist-magazine.com/news/article/614.html>